報告第３号

令和元年度事業計画について

Ⅰ　基本方針

我が国の経済状況は、内閣府の月例経済報告によると「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされています。

また、我が国では、人口減少・少子高齢化が進展し、労働力人口が減少する中、経済社会の活力を維持するため、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし、経済社会の担い手として活躍することが期待されています。

そして、人生 100 年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現する必要があるとし、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」、平成 29 年 3 月に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」、平成 30 年 2 月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」等において、シルバー人材センター事業の活用等が掲げられており、シルバー人材センターの使命や役割はますます重要となっております。

このような中、習志野市シルバー人材センター(以下「センター」という。)では、これまでの実績、当面の課題等を踏まえながら、本年度が初年度となる「第二次中期基本計画」(2019 年度～2023 年度)に掲げた、次の 4 項目を重点施策として、「自主・自立」「共働・共助」の理念のもと、高齢者に就業の機会を提供し、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、地域社会づくりに寄与することを目指し、国の高齢者施策、習志野市が目指すまちづくり構想「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」等を踏まえ、地域の皆様と緊密に連携しながら、会員、役職員が一丸となってセンター事業を推進してまいります。

【重点施策】

1 会員の拡大
2 就業機会の拡大
3 安全・適正就業の推進
4 運営体制の充実

Ⅱ　事業計画

１　会員の拡大

会員の確保・拡大は、センター事業を展開する上で基礎となります。

これまでの積み重ねを力として、生涯現役社会の実現を支援するとともに、地域社会づくりに寄与するため、次のとおり会員の確保・拡大を推進します。

（１）入会促進

・各種広報媒体等による普及啓発、会員の口コミ発信活動・リーフレット配布による普及啓発等を積極的に推進します。

・定例及び出張の入会説明会の拡充に努めるとともに、説明会専用リーフレットの作成・配布による普及啓発も推進します。

・公共施設等へのリーフレット配架、ポスター掲出、窓口封筒等への広告掲出、ホームページの有効活用、液晶ディスプレイによる広告放映、市民対象の講演会等の開催、イベント等の活動による啓発も推進します。

・あらゆる機会を通じ、会員の拡大・就業機会の拡大の活動を合わせて推進します。

・全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)が策定した「第二次会員 100 万人達成計画」の共有化を図り、積極的な取り組みを推進します。

（２）女性会員の確保

・女性の入会促進のため、女性限定の入会説明会の開催、女性専用リーフレットの作成・配布、女性交流会の開催、女性の創造性、視点を活かした啓発活動等を推進します。

（３）会員の資質向上

・センターの発展と熟成に、会員の資質・技能向上等は不可欠なため、継続的に各種講習会、研修会等の実施を推進します。

・会員が明るく楽しく共働・共助を実践できるよう、パークゴルフ大会、女性の食事会・散策会等の自主活動も促進します。

（４）高齢会員の対策

・高齢会員がセンター活動を通して社会参加や仲間づくりができるように、就業のあり方、退会抑止等の検討を推進します。

２　就業機会の拡大

就業機会の創出・拡大は、センターの維持・発展のために不可欠となります。

地域社会の要請・期待に応えるとともに、会員の多様な就業ニーズに応えるため、引き続き、次のとおり就業機会の創出・拡大を推進します。

（１）就業機会の創出

①就業開拓の推進

・役職員、就業開拓員及び会員が一体となって、事業所訪問等の活動を行い、就業機会の創出・拡大を推進します。

・会員一人ひとりの口コミによるマーケティング活動を推進します。

・地域ニーズや会員の多様な就業ニーズに応えていくため、センターの基本線である請負就業に加えて、シルバー派遣や職業紹介による就業機会の創出・拡大を推進します。

②普及啓発活動の推進

ア　広報媒体の有効活用

・各種広報媒体等による普及啓発、会員のリーフレット配布による普及啓発等を積極的に推進します。（再掲）

・公共施設等へのリーフレット配架、ポスター掲出、窓口封筒等への広告掲出等の普及啓発活動を推進します。（再掲）

イ　ホームページの有効活用(再掲)

・ホームページを活用し、新しい情報の提供及び情報公開等を推進します。

ウ　イベント等の活動(再掲)

・「市民まつり」「シルバーフェア」「センターの日」「講習会等の開催」等における普及啓発活動を推進します。

③ワークシェアリング

・多くの会員が就業できるようにワークシェアリングによる就業を推進します。

④就業相談

・会員が、希望に沿った就業ができるよう、定例の就業相談会を継続します。

（２）受注体制の強化

①地域ニーズ等の把握

・事業所等のアンケート調査・研究を行い、地域ニーズ等の把握を推進します。

②受注の多様化への対応

・多様な地域ニーズ等に的確かつ柔軟に対応するため、シルバー派遣や職業紹介の積極的な活用を推進します。

・発注者の利便性向上等のため、支払い方法の改善の検討を推進します。

（３）独自事業の充実

・会員の持つ豊富な知識や経験を活用し、独自事業の充実を推進します。

（４）研修・講習等の推進

①危機管理

・市民生活の安全・安心に寄与するため、普通救命講習会を推進します。

・危機発生時の対応・手段等の再確認等を推進します。

②技能講習等

・会員の意識・技能及び就業の質の向上を図るため、各種講習会等の実施を推進します。（再掲）

・千葉県シルバー人材センター連合会が主催する各種講習会等への受講拡大を推進します。

（５）社会貢献活動の推進

①独自の社会貢献活動

・公益社団法人の目的の一環として、地域に根ざした社会貢献活動等を 10 地域で推進します。

②地域連携の社会貢献活動

・地域、市役所、小学校等が行う地域社会活動への参加を推進します。

・市民・会員対象のセミナー等を開催し、地域社会との連携・協力関係の強化を推進します。

３　安全・適正就業の推進

安全・適正就業の推進は、就業活動の基幹となります。

会員一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、安全管理、健康管理及び交通安全の取組みを実施し、次のとおり安全・適正就業を推進します。

（１）安全就業の徹底

①就業基準等の遵守

・安全管理委員会を中心に、「安全就業基準」「安全就業ハンドブック」「交通ルール」等の遵守徹底を推進します。

・事務局だより等を活用し、安全就業に関する情報提供や安全意識の啓発を推進します。

②巡回指導の強化

・安全管理委員会による、就業現場の定期的な巡回指導を強化し、安全意識の徹底と事故防止を推進します。

③安全教育及び安全意識の高揚・啓発

・「安全・適正就業強化月間」「各種会議・講習会」等において、安全管理、健康管理及び交通安全の啓発を推進します。

・自転車による賠償事故に対応するため、自転車保険の加入を奨励します。

（２）健康管理の推進

・会員の健康管理に関する意識の高揚を図るとともに、定期的な健康診断

の受診と、健康状態の適切な自己管理の奨励を推進します。

・予防活動としての体力づくり、健康増進のための体操・運動等の励行も推進します。

（３）適正就業の徹底

・厚生労働省・全シ協の策定した「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を活用し、適正就業・コンプライアンスの徹底を推進します。

４　運営体制の充実

センター事業を円滑かつ適正に運営し、目的を達成するため、次のとおり運営体制の充実を推進します。

（１）理事会、委員会、部会の充実

・課題、先進事例等の調査・研究に取り組み、センターの健全な発展と適正な事業運営を推進します。

①理事会(毎月開催)

②専門部会(随時開催)

・総務部会、事業部会、広報部会

③安全管理委員会(随時開催)

（２）地区委員、職群班の充実

・センターの大切な基礎組織として、会員相互の協力関係の強化に努めるとともに、地区活動、職群班活動への積極的な参画を推進します。

・会員同士の連帯感の醸成と相互の親睦を深めるため、イベント等の開催を推進します。

①地区委員・地区会議

・地区委員全体会議(年 2 回開催)、地区会議(年 2 回開催)

②職群班

・班長・副班長全体会議(年 2 回開催)

（３）事務局の充実

・職員の資質向上、職場環境の充実を推進するとともに、事務処理の改善等により、効率化を推進します。

・市役所、社会福祉協議会、ハローワーク等との地域連携を推進します。

（４）財政基盤の充実

・センター事業の安定運営のため、財政基盤の強化、補助金の確保、事務の効率化等を推進します。